

# 審査日「議論煮詰まった」

## \*代表選当日偶然の議決

東京第5検察審査会が小沢氏を「起訴すべきだ」と議決するまでの経緯が、審査会関係者の話で明らかになった。

関係者によると、11人の審査員たちは、お盆休みのある8月中は隔週でしか集まれなかったが、9月に入ってからは、平日に頻りに集まり審査を行った。

9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、東京地検特捜部の齋藤隆博副部長が1時間以上にわたって説明。齋藤副部長は「元

秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀の成立を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

審査員に法律的な助言をする審査補助員を務めた吉田繁実弁護士は、暴力団内

部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為者でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と説明した。

起訴議決が出たのは、民主党代表選当日の9月14日。第5審査会の定例の審査日は毎週火曜日で、この日は偶然、審査日にあっていた。ただ、この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員

らから「議論は煮詰まった」との声が上がリ、議決を出すことになった。議決の後、「こんな日になっちゃったね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

# 検審側「慎重の上にも慎重に審査」



市民の選択 1

4日午前10時すぎの東京地裁。検察審査員の市民が建物の一室に続々と入っていった。議決内容を最終的に確認し、散会したのは昼過ぎのことだった。

検察審査会事務局の職員2人が、A4サイズの「議決要旨」7枚を東京地裁の脇にある掲示板に張り出したのは、午後3時45分過ぎ。約80人の報道陣から「強制起訴」の声が何度もあがり、カメラのフラッシュが一齐に輝いた。

民主党の小沢一郎元代表の強制起訴を決める審査にかかわった関係者は4日、こう語った。「慎重の上にも慎重に審査した。証拠だけを吟味した、自信を持った議決だ」

審査会関係者によると、小沢氏に対する2度目の審査は、今年9月に入って本格化。

1度目の審査で「起訴相当」の議決をした11人全員が8月初めに入れ替わり、新たなメンバーが集まった。その後、法的なアドバイスなど審査を補助する弁護士が選ばれた。

審査の過程で、「元秘書との共謀は認められない」と小沢氏を不起訴にした東京地検特捜部の検察官も審査会に呼び出された。

検察官は、「起訴するためには、的確な証拠により有罪判決が得られる高度の見込みが必要です」。法律の素人である審査員らを前に熱心に説明した。だが、それを聴く審査員たちの心中には別の思いがあった。議決要旨にも「検察官が説明した起訴基準に照らしても、検察官の判断は納得しがたい」との表現があった。

11人の中から選ばれた「審査会長」が進行役になり、検察が集めた膨大な証拠資料を読み込んで議論を重ねた。

9月14日、それぞれが意見を紙に書いて多数決をとったところ、11人中8人以上が「起訴すべきだ」と投票した。

楽斤

局

(夕刊)

新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円

第3種郵便物認可

# 「大物」小沢氏への予断排した

# 「国民の責任で黒白」こだわりの

## 検察審査会11人の思いは

小沢一郎・元民主党政代表の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、検察の不起訴処分(嫌疑不十分)を覆し、小沢氏を「起訴すべきだ」と議決した東京第五検察審査会。「市民の代表」たちはどんな思いで「大物政治家」の審査に臨んだのか。関係者が舞台裏の一端を明らかにした。――一面参照

### 平均30・9歳

第五審査会が小沢氏の1回目の審査で「起訴相当」と議決したのは今年4月末。当時の11人のメンバー全員が7月末で任期を終えるのを待って、8月からの新メンバーで2回目の審査が始まった。シニアの男性はミニスカートの女性……くじで偶然選ばれた11人の平均年齢は30・9歳と、比較的若い顔ぶれとなった。法的なアドバイスをするため、「審査補助員」として吉田繁実弁護士(59)が関わった。

政治資金規正法違反(虚偽記載)容疑で小沢氏の立件を指摘していた東京地検特捜部が集めた証拠は膨大だった。審査会の開催は通常は2週間に1度だが、とても間に合わない。審査員たちの夏休みと重なる8月は隔週しか集まらなかったが、9月に入り、仕事や家事の都合をやり繰りして、頻りに集まった。

「大変な事件が回ってきた」というプレッシャーはあったが、大物政治家だという予断や偏見は、なくすように心がけた」と関係者は振り返る。

### 特捜部に納得せず

1回目の議決後に、小沢氏を再び不起訴にした特捜部の斎藤隆博副部長も呼び出した。斎藤副部長は、実行行為に直接関与していなくても共犯に問える「共謀共同正犯」が成立するための条件を説明。傷害致死事件をめぐる1958年の最高裁判例を持ち出した。「各自の意思を履行に移すという謀議をして、犯罪を実行した事実が認められなければなりません。共謀は、厳格な証明が必要です」

収支報告書の虚偽記載について、小沢氏との間に「報告・了承」があったかについての元秘書らの供述は具体的になく、小沢氏との共謀は認定できない、と強調した。しかし、審査員たちの考え

は違った。「元秘書らが捜査を受けたのは、収支報告書の提出から5年後。細かい記憶が残っている方がおかしい」

審査員らは吉田弁護士に、折に触れて助言を求めた。吉田弁護士は「誘導にならないよう、どこまで言うべきかわないでおくべきか、慎重に練り直した」という。

### 議決「こんな日に」

9月14日に議決日を迎えた。小沢氏と菅直人首相が激しく争う民主党政代表選の投票日と重なった。午前中から審査を始め、多数決を取ったのは午後3時ごろ。11人中8人以上が「起訴議決」に賛成した。小沢氏の落選は審査後に知った。「こんな日に、ちやこたね」との声が審査員から漏れた。

その後は議決書の作成に移り、審査のペースも隔週に落ち着いた。「小沢氏を尊敬する元秘書が師を陥れる虚偽の供述をす

るとは考えがたい」「土地の購入原資についての小沢氏の説明は不合理」。市民の率直な思いを盛り込んだ。一番のこだわりは末尾の言葉。「検察官が起訴を躊躇した場合に、国民の責任で公正な法廷で黒白をつける制度だ」と、あえて検察審査会の意義を盛り込んだ。

関係者は「どんな意識で審査をしたかを反映しなかった。刑事裁判のあり方は本来そうあるべきだ」との思いを込めたという。

最終的な議決書を吉田弁護士が示した4日、全員が納得して署名し散会した。「審査員は本当に、そのあたりにいる人。およそ小沢さんの議決をした人たちがとは思われないかな。関係者は苦笑いした。

補助員・吉田弁護士

## 指定弁護士

## 選任に意欲

今回の小沢一郎・元民主党政代表の審査に「補助員」として加わった吉田繁実弁護士は、1988年に弁護士登録。第二東京弁護士会で刑事弁護委員長や副会長などを歴任しており、刑事弁護のベテランとして知られる。

昨年8月に東京地裁であった全国初めての裁判員裁判でも、殺人罪に問われた被告の